注記事項（法人単位）

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会　財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成23年６月28日改訂）」並びに「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局　財務省主計局　日本公認会計士協会　平成24年３月最終改訂）を適用しております。

１．会計方針の変更

当事業年度より、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会　財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成23年６月28日改訂）」並びに「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局　財務省主計局　日本公認会計士協会　平成24年３月最終改訂）の改訂に伴い、固定資産の減損額の会計処理を見直しております。

これによる財務諸表への影響はありません。

２．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

運営費交付金と業務との対応関係の明確化及び業務の数値化が極めて困難であるため、業務達成基準及び期間進行基準を採用せず、費用進行基準を採用しております。

３．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	14年～50年
構築物	７年～60年
機械装置	４年～７年
車両運搬具	４年～６年
工具器具備品	３年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

なお、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３年～５年）に基づいて償却しております。

４．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされる部分を除く賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計算しております。

⑶　退職給付引当金

退職一時金について運営費交付金により財源措置がなされる部分を除く当期末要支給額を計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積額を控除して計算しております。

⑷　環境整備引当金

土壌汚染対策法に基づく土壌改良による損失に備えるため、当期末における費用の見積額を計上しております。

⑸　保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先事業者の財政状態等を勘案した損失負担見込額を計上しております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

⑵　関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合には、持分相当額）によっております。

⑶　その他有価証券

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業組合出資金については、投資事業組合の直近の期末財務諸表に基づき当機構の持分割合に応じて純額方式により計上しております。

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　仕掛品

個別法によっております。

⑵　貯蔵品

最終仕入原価法によっております。

７．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

８．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用

無償使用している財産については、減価償却費相当額を計上しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985%で計算しております。

９．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、6,086,791円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、319,125,559円であります。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表

１．運営費交付金で充当されるべき退職手当の見積額

4,722,189,746円

２．当期の運営費交付金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額

274,465,273円